2025年2月20日

吸収分割に係る事前開示書面

（吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）
（吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項）

神奈川県横浜市西区南幸一丁目１番１号
ＩＴＸコミュニケーションズ株式会社
代表取締役　高田　泰司

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
コネクシオ株式会社
代表取締役　目時　利一郎

ＩＴＸコミュニケーションズ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及びコネクシオ株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2025年2月17日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2025年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の法人事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

１．本件契約の内容に関する事項

別添資料１のとおりです。

２．分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

本件分割に際しては、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭その他の財産を交付いたしませんが、本件分割は、株式会社ノジマの完全子会社間において行われることから相当であると判断しております。

３．吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

４．吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、第 192 条第 4 号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添資料２のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

５．吸収分割承継株式会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号ロ）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添資料３のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

６．本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

（１）　吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件効力発生日以降における吸収分割会社の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

吸収分割会社の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ 26,548 百万円及び 11,617 百万円です。

本件分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社へ承継する資産及び負債は、それぞれ 147 百万円及び 101 百万円（2024 年 12 月 31 日現在）で、本件効力発生日以降、本件分割の効力発生までの資産及び負債の変動を考慮しても、本件分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上から、本件効力発生日以後の吸収分割会社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）　吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

吸収分割承継会社の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ 97,378 百万円及び 84,937 百万円です。

本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する資産及び負債は、それぞれ 2,602 百万円及び 1,015 百万円（2024 年 12 月 31 日現在）で、本件効力発生日以降、本件分割の効力発生までの資産及び負債の変動を考慮しても、本件分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上から、本件効力発生日以後の吸収分割承継会社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

７．吸収分割契約等備置開始日後効力発生日までの間に、上記に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

ＩＴＸコミュニケーションズ株式会社（以下「甲」という。）とコネクシオ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

甲の事業のうち、法人事業（以下「本件事業」という。）を、本契約第６条に定める効力発生日（以下「本効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（本分割当事者の商号及び住所）

本分割に係る当事者は、以下のとおりとする。

(1) 吸収分割会社　甲

商号：　ＩＴＸコミュニケーションズ株式会社

住所：　神奈川県横浜市西区南幸一丁目１番１号

(2) 吸収分割承継会社　乙

商号：　コネクシオ株式会社

住所：　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号

第３条（承継する権利義務）

甲は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債その他の権利義務を乙に承継する。

２　甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第４条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は本分割に際して株式、金銭その他の財産を交付しない。

第５条（吸収分割承認総会）

甲および乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認（必要な場合に限る。）その他の手続を行うものとする。

第６条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2025 年 4 月 1 日とする。但し、本分割の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降であっても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第８条（本分割条件の変更及び本分割契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲乙協議の上、本分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第９条（その他）

本契約書に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が原本を、甲が写しをそれぞれ保有する。

2025年２月17日

甲：　神奈川県横浜市西区南幸一丁目１番１号
ＩＴＸコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長　高田　泰司

乙：　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
コネクシオ株式会社
代表取締役社長　目時　利一郎

［　別紙　］

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利及び義務は、本効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）において甲が本件事業に関して有する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。

１．承継する資産

本件事業のみに属する以下の資産

⑴棚卸資産

⑵有形固定資産

⑶無形固定資産

⑷その他乙の運営に必要と認められるもの

２．承継する負債

本件事業のみに属する以下の負債

⑴預かり金

⑵その他乙の運営に必要と認められるもの

３．雇用契約等

本件事業に主として従事する従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、乙に承継しない。

４．知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権及びノウハウは、乙に承継しない。

５．許認可等

甲が本件事業に関連して保有している一切の許認可、認可、承認及び登録等のうち、法令その他の規制上承継が可能なもの。

６．承継するその他の権利義務

本件事業に関する売買契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、これらの契約に基づき、基準時において甲が保有する一切の資産その他の権利、並びに、基準時において甲が負担する一切の負債及び債務は除く。

７．その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後本効力発生日までに、(i)法令その他の規制上承継が困難であること、又は(ii)承継することにより甲もしくは乙において本契約締結時には想定していなかった損失等を生じることが判明したものについては、承継対象権利義務から除外する。

以上

会社法事業報告

第７期　事　業　年　度

2023　年　4　月　1　日　から
2024　年　3　月　31　日　まで

ＩＴＸコミュニケーションズ 株式会社

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

Ⅰ 株式会社の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、全体としては緩やかな回復基調にあります。

一方で、物価は緩やかながら上昇を続けていることに加え、中国経済への懸念や中東地域情勢などの景気下振れリスクが点在していることから、先行きにつきましてはこれらの動向に注意が必要な状況にあります。

当社の事業分野である携帯電話販売市場におきましては、各移動体通信事業者による格安プランにより、価格競争は激しさを増してきております。

当社は他社よりも喜ばれる結果とならず、二次代理店を合わせて16店舗の閉鎖を余儀なくされました。

一方で2023年12月に新商材の「ルブリコーティング」を立ち上げ、多くのお客様に喜ばれる商材となりましたが、更なるお客様に喜んで頂ける商材の取り扱いや、お客様の受け入れ数の最大化が課題となっております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高536億82百万円、営業利益7億42百万円、経常利益6億73百万円、当期純利益は3億89百万円となりました。

２．財産及び損益の状況

営業成績及び財産の状況

（単位：百万円）

区　　分	第４期 (2020年度)	第５期 (2021年度)	第６期 (2022年度)	第７期 (当事業年度) (2023 年度)
売　　上　　高	68	32,738	54,759	53,682
経　　常　　利　　益	7	1,148	2,072	673
当　　期　　純　　利　　益	5	662	1,241	389
１株当たり当期純利益（円）	5,121.03	165,552.88	310,264.51	97,473.58
総　　資　　産	5	30,450	31,225	26,548
純　　資　　産	5	17,790	18,539	14,930
１株当たり純資産（円）	5,998.37	4,447,713.72	4,634,923.02	3,732,688.36

（注）１．百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
また、１株当たり純資産は、期末発行済株式数により計算しております。
３．2021年10月１日に、兄弟会社であるアイ・ティー・エックス株式会社よりＫＤＤＩ事業を承継いたしました。

３．主要な事業内容

当社は、移動体通信事業者の一次代理店として携帯電話販売を行う「テレコム事業」を展開しております。

４．主要な事業所及び営業所（2024年３月31日現在）

本　　社	神奈川県横浜市
支　　社	東日本支社：宮城県仙台市 関西支社　：大阪府大阪市 西日本支社：広島県広島市

５．使用人の状況（2024年３月31日現在）

使　用　人　数(当事業年度)	使　用　人　数(前事業年度)
786名	800名

（注）使用人数は就業人員数（当社外への出向者数及び臨時雇用者数を除き、当社外からの受入出向者数を含む）を記載しております。

６．重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社ノジマであり、同社は当社の株式を4,000株（出資比率100％）保有する完全親会社であります。当社は親会社と出向者受入を相互に行い、また、親会社へネットワーク及びシステム利用料や家電、備品等購入代金を支払っております。

７．主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	91百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	54百万円
株式会社横浜銀行	36百万円

Ⅱ 当社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　20,000株

２．発行済株式の総数　4,000株

３．株　主　数　1名

４．大　株　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社ノジマ	4,000株	100.00％

Ⅲ 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高田泰司	
取締役	野島廣司	株式会社ノジマ代表執行役社長 アイ・ティー・エックス株式会社取締役
取締役	野島亮司	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
取締役	石坂洋三	
取締役	日坂聡	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
取締役	山内渉	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
監査役	及川謙太	アイ・ティー・エックス株式会社監査役
監査役	奥村昇平	アイ・ティー・エックス株式会社監査役

（注）１．株式会社ノジマは、当社の発行済株式の100％を保有する完全親会社であります。
２．アイ・ティー・エックス株式会社は株式会社ノジマが発行済み株式の100％を保有する兄弟会社となります。
３．2023年４月１日をもって、山内渉氏が取締役に就任いたしました。
2023年６月12日をもって、奥村昇平氏が監査役に就任いたしました。
４．2023年６月12日をもって、森重貴幸氏が取締役を退任いたしました。
2023年６月12日をもって、鈴木明氏が監査役を辞任いたしました。

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

（１）コンプライアンスに関する取り組み

常勤取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、コンプライアンス基本規程をはじめとした関連規程の整備、通報・相談窓口の設置・運用、教育啓発活動（e-Learning、研修）等を継続的に実施しております。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動により、社内へのコンプライアンスの浸透を図るとともに、重要会議等で法令及び定款に則って行動するよう周知徹底を行っております。

また、内部監査室を中心としたモニタリングに加え、内部通報制度を活用し、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れがある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、コンプライアンス委員会においてそれらを協議の上、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

（２）リスク管理に関する取り組み

総務部が主導して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害を出来る限り小さくするために必要な備えと訓練を実施しております。また、株式会社ノジマグループとしても、対策を講じることとしております。

（３）子会社管理に関する取り組み

関係会社管理規程において、子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定め、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告がなされております。

（４）監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会及びその他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等から職務執行状況について報告及び説明を受け、本社、支社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。

また、内部統制システムに関し、取締役及び使用人等から構築及び運用の状況について定期的に説明及び報告を受け、意見を表明しております。

更に、代表取締役社長と定期的に面談を実施し、経営全般に関する課題及び内部統制の整備・運用状況について説明を受け、意見交換を実施しております。

なお、監査役の職務を補助すべき使用人として内部監査から監査役補助者を任命し、監査役の指揮命令に従い監査業務を補佐しております。

１．事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

２．他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法５９８条第１項の職務を行うべき者を兼ねる会社役員（会計参与を除く。）についての兼務の状況の明細
（当該他の会社の事業が当該株式会社の事業と同一の分類のものであるときは、その旨を含む。）

事業報告の「Ⅲ 会社役員に関する事項」に記載の通りとなります。

以　上

会社法計算書類

第 7 期 事 業 年 度

2023 年 4 月 1 日 から
2024 年 3 月 31 日 まで

ＩＴＸコミュニケーションズ 株式会社

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**13,326**	**流動負債**	**8,699**
現金及び預金	1,698	買掛金	5,592
売掛金	7,447	短期借入金	110
商品	1,834	１年内返済予定の長期借入金	16
その他	2,356	未払金	1,920
貸倒引当金	△10	未払法人税等	464
		預り金	132
		賞与引当金	366
		その他	96
固定資産	**13,221**	**固定負債**	**2,918**
有形固定資産	**383**	長期借入金	56
建物	1,214	繰延税金負債	2,121
構築物	99	退職給付引当金	739
車両運搬具	22	その他	1
工具、器具及び備品	651	**負債合計**	**11,617**
減価償却累計額	△ 1,604	**純資産の部**	
		株主資本	**14,925**
無形固定資産	**11,892**	**資本金**	**200**
のれん	3,053	**資本剰余金**	**12,924**
契約関連無形資産	8,835	その他資本剰余金	12,924
その他無形固定資産	4	**利益剰余金**	**1,800**
		その他利益剰余金	1,800
投資その他の資産	**945**	繰越利益剰余金	1,800
投資有価証券	13	**評価・換算差額等**	**5**
差入保証金	907	**その他有価証券評価差額金**	**5**
その他	40		
貸倒引当金	△ 15		
		純資産合計	**14,930**
資産合計	**26,548**	**負債純資産合計**	**26,548**

損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**53,682**
売上原価		42,299
売上総利益		**11,383**
販売費及び一般管理費		10,640
営業利益		**742**
営業外収益		
受取利息	6	
その他	12	18
営業外費用		
支払利息	0	
原状回復費用	67	
貸倒引当金繰入額	11	
その他	7	87
経常利益		**673**
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別損失		
固定資産除売却損	1	
減損損失	15	
その他	1	18
税引前当期純利益		**661**
法人税、住民税及び事業税	687	
法人税等調整額	△ 416	271
当期純利益		**389**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	200	－	16,924	16,924
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△4,000	△4,000
当期純利益			－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△4,000	△4,000
当期末残高	200	－	12,924	12,924

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	－	1,410	1,410	18,535	3	3	18,539
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△ 4,000		－	△ 4,000
当期純利益		389	389	389		－	389
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－	－	1	1	1
事業年度中の変動額合計	－	389	389	△ 3,610	1	1	△ 3,608
当期末残高	－	1,800	1,800	14,925	5	5	14,930

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は、当社運営ショップ保有資産については、建物及び構築物が７年、器具及び備品が５年、その他については、建物及び構築物が２～39年、器具及び備品が２～14年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、契約関連無形資産が16年、自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異

数理計算上の差異は、発生年度に費用処理をしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ５：企業が履行義務を充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、通信端末（以下、商品）販売等の一次代理店業務を行っており、当社の収益は、主に一般消費者に対する商品販売における収益と、一次代理店業務遂行の対価としてキャリアから受領する手数料収入から構成されております。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

【商品販売】

商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

【受取手数料】

キャリアから通知された手数料支給のための約束（＝役務提供）が完了した時点において顧客であるキャリアが支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

５～16年間の定額法によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更

（損益計算書）

当事業年度において、金額的重要性が増したため「営業外収益」に「受取利息」を、「営業外費用」に「貸倒引当金繰入額」及び「原状回復費用」を独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「過年度受取手数料」を、「営業会費用」の「過年度二次代理店支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」に含めております。

４．会計上の見積りに関する注記

（企業結合により取得した無形資産及びのれん）

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	3,053百万円
契約関連無形資産	8,835百万円
計	11,888百万円

（２）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

企業結合により取得した無形資産及びのれんは、支配獲得日における時価で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断及び見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産及びのれんは、取得時の将来キャッシュ・フローに基づき測定しておりますが、当該キャッシュ・フローには売上成長率や割引率、代理店契約の継続率等の主要な仮定が含まれております。

また、無形資産及びのれんが減損の兆候を有するかを判断する際に、将来のキャッシュ・フローの見積りが必要となりますが、当該将来キャッシュ・フローの算定においても同様の仮定を織り込んでおります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類の企業結合により取得した無形資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

（資産の減損損失）

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

建物	8百万円
構築物	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
計	10百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該店舗等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失10百万円として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失は発生する可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

（1）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	2,079百万円
②長期金銭債務	5百万円
③短期金銭債務	224百万円

（2）有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

6．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

①売上高	44百万円
②営業取引による取引高	371百万円
③営業取引以外による取引高(収入分)	6百万円
④営業取引以外による取引高(支出分)	0百万円

（2）減損損失

場所　店舗（他）

用途　店舗設備等

種類　建物、構築物、工具、器具及び備品等

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該店舗等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失43百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物8百万円、構築物0百万円、工具、器具及び備品0百万円であります。

当該店舗等の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しております。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末株式数(株)	増　加(株)	減　少(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	4,000	－	－	4,000

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年６月12日開催の第６回定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	資本剰余金
配当の総額	2,000百万円
１株当たり配当金	500千円
基準日	2023年３月31日
効力発生日	2023年６月13日

2023年11月20日開催の定時取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	資本剰余金
配当の総額	2,000百万円
１株当たり配当金	500千円
基準日	2023年９月30日
効力発生日	2023年11月21日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2024年６月17日開催予定の第７回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	資本剰余金
配当の総額	2,000百万円
１株当たり配当金	500千円
基準日	2024年３月31日
効力発生日	2024年６月18日

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20百万円
商品評価損	0百万円
賞与引当金	112百万円
長期差入保証金	50百万円
退職給付引当金	201百万円
減価償却超過額	167百万円
資産調整勘定	7百万円
その他	80百万円
繰延税金資産小計	641百万円
評価性引当額	△60百万円
繰延税金資産合計	580百万円

繰延税金負債	
契約関連無形資産等	△2,701百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	△2,701百万円
繰延税金負債の純額	△2,121百万円

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
投資有価証券	13	13	－
資産計	13	13	－
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	72	73	1
負債計	72	73	1

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

１．「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

２.金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万年）
現金及び預金	1,698	－	－	－
売掛金	7,447	－	－	－
合計	9,146	－	－	－

３．長期借入金、その他有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
短期借入金	110	－	－	－
長期借入金	16	56	－	－
合計	126	56	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	13	－	－	13
資産計	13	－	－	13

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	－	73	－	73
負債計	－	73	－	73

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル２に分類しております。

9．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計
商品販売	33,864
受取手数料	19,818
顧客との契約から生じる収益	53,682
その他の収益	-
外部顧客への売上高	53,682

(2)収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ５：企業が履行義務を充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

(3) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、通信端末（以下、商品）販売等の一次代理店業務を行っており、当社の収益は、主に一般消費者に対する商品販売における収益と、一次代理店業務遂行の対価としてキャリアから受領する手数料収入から構成されております。

【商品販売】

商品販売取引について、キャリアとの代理店契約書上、契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、一部の価格裁量決定を行う事ができます。従って、当社は商品販売取引において本人として行動しているものと判断し、総額で収益を認識しております。

【受取手数料】

手数料収入取引のうち、手数料の一部を二次代理店へ支払う取引形態が存在します。キャリアとの代理店契約書上、当社は契約履行に対する主たる責任を有しており、手数料の獲得分に関する価格裁量決定を行う事ができます。従って、当社は二次代理店への支払いを前提とした手数料収入取引において本人として行動しているものと判断し、総額で収益を認識しております。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　3,732,688円36銭

(2) １株当たり当期純利益　97,473円58銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12．その他の注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会社法計算書類附属明細書

第 7 期 事 業 年 度

2023 年 4 月 1 日 から
2024 年 3 月 31 日 まで

ＩＴＸコミュニケーションズ 株式会社

目　　次

頁

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．引当金の明細　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

３．販売費及び一般管理費の明細　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	362	37	1	95 (8)	303	910	1,214
	構築物	32	2	0	7 (0)	28	71	99
	車両運搬具	5	8	0	3	11	10	22
	工具、器具及び備品	75	11	0	46 (0)	40	611	651
	土地	－	－	－	－	－	－	－
	リース資産	－	－	－	－	－	－	－
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－	－
	計	477	60	1	152 (10)	383	1,604	1,987
無形固定資産	のれん	3,508	－	－	454	3,053		
	契約関連無形資産	10,112	－	－	1,277	8,835		
	その他	－	4	－	－	4		
	計	13,620	4	－	1,732	11,892		

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

（1） ショップ等の新設・移転等

建物	37 百万円
構築物	2 百万円
車両運搬具	8 百万円
工具、器具及び備品	11 百万円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

（1） ショップ等の閉鎖・移転等

建物	1 百万円
構築物	0 百万円
車両運搬具	0 百万円
工具、器具及び備品	0 百万円

３．当期償却額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

（単位：百万円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	13	31	19	25
賞与引当金	323	550	506	366
退職給付引当金	770	76	108	739

(注)上記の引当金の計上理由および額の算定方法については、個別注記表　1．重要な会計方針に係る事項　(4)引当金の計上基準、に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	摘要
販売促進費	746	
役員報酬	20	
給料	4,232	
賞与	123	
賞与引当金繰入額	366	
退職給付費用	32	
法定福利費	622	
福利厚生費	44	
旅費交通費	235	
交際接待費	3	
水道光熱費	150	
借地借家料	1,299	
減価償却費	1,432	
賃借料	5	
業務委託費	406	
租税公課	114	
のれん償却	454	
その他販売管理費	347	
計	10,640	

2024年6月14日

ITXコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長　高田　泰司殿

監査役　　及川　謙太

監査役　　奥村　昇平

監査報告書の提出について

私たち監査役は、会社法第 381 条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監　査　報　告　書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

各監査役は、監査方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年6月14日

ITXコミュニケーションズ株式会社

監査役　　及川　謙太

監査役　　奥村　昇平

第２期　事 業 報 告

（自 2023年４月１日
至 2024年３月31日）

コネクシオ株式会社

１．株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの脱却に伴う内需の拡大や、インバウンド需要の増加などを受け、一定の景況感の回復は見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や欧州経済の悪化、さらには米国金利の上昇や中東情勢の混乱など、多くの外的マイナス要因が重なったことから、為替の不安定化やサプライチェーンの脆弱化を招き、わが国における著しい円安や物価の上昇を引き起こしました。結果的に、期待されていた個人消費、設備投資ともに力強さに欠け、脱コロナを原動力とする景気回復は緩やかなものとなりました。

当社が事業活動を展開する携帯電話市場におきましては、携帯端末価格の値上がりや、買い替えサイクルの長期化、オンライン専用プランをはじめとした低料金プランへの切り替え等により市場を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような状況下、安心・安全につながるセキュリティサービスなど独自サービスをはじめ、お客様のニーズにあわせたコンサルティングを通じ、お客様に喜ばれる店舗運営を継続してまいりました。

当事業年度の当社の端末販売は、ノジマグループの行動理念、行動体系の浸透が進んだことや売価施策における値引き販売の抑制により端末１台当たりの収益力が向上し、独自ビジネス収益（nexi パッケージ・@nifty 安心メールパック・Mobile WorkPlace※等）の伸長につながりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高 87,823 百万円、営業利益 3,164 百万円、経常利益 2,916 百万円、当期純利益 2,088 百万円となりました。

※Mobile WorkPlace：法人向けに展開するモバイルワーク関連ソリューション

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

●売上高　（単位：百万円）

区分	第２期 （自　2023 年４月１日 至　2024 年３月 31 日）	
	金額（百万円）	構成比（%）
コンシューマ事業	74,888	85.3
法人事業	12,936	14.7
合計	87,823	100.0

（２）設備投資の状況

当事業年度は、当社直営のキャリア認定ショップの移転・ 改装に伴う投資やシステム関連投資等として 160 百万円の設備投資を行っております。また、ショップオペレーション DX 化による効率化投資を電子棚札導入 138 百万円・タブレット端末の店舗配備 127 百万円実施しております。

（３）資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況は次のとおりであります。

2023 年 12 月 26 日に現物出資および 2024 年 3 月 1 日にデッド・エクイティ・スワップの方法により、第三者割当による募集株式を発行し、株式会社ノジマより 10,286 百万円を調達いたしました。

（４）吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023 年 10 月 1 日付で、当社を存続会社とする吸収合併により、子会社であったコネクシオ株式会社（以下、旧コネクシオ）の権利義務を承継いたしました。

（５）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
売　上　高	－	87,823
当期純利益	△45	2,088
1 株当たり当期純利益（　円　）	△134,215.50	202,799.47
総　資　産	86,462	97,378
純　資　産	54	12,440
1 株当たり純資産（円）	54,484.42	119,737.48

（注）１.「１株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

２.「１株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ノジマであり、同社は当社の株式を 103,900 株（出資比率 100%）保有しております。

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社ノジマ	6,330	100.00	デジタル家電専門店運営事業

（人的・資本的関係）

当社の親会社である株式会社ノジマは、当社の議決権の 100.00%を所有しております。また、当社は親会社から兼務役員、出向者の派遣を受けております。

（取引関係）

当社は、親会社との間で資金の借入、利息の支払などの取引があります。

②重要な子会社の状況

（４）吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況に記載の通り、当社は、2023 年 10 月 1 日付で、当社を存続会社とする吸収合併により、子会社であった旧コネクシオの権利義務を承継しております。

（７）主要な事業内容

・コンシューマ事業

コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、携帯電話端末等の販売及びアフターサービスの提供を行っており、主要な販売チャネルにはキャリア認定ショップがあります。また、当社独自サービス「暮らしのスマホ教室」や「nexi（ネクシィ）スマホサポート」「@nifty安心メールパック」の運営を行っております。

・法人事業

法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、携帯電話端末等の販売及びアフターサービスの提供を中心としつつ、Mobile WorkPlace（法人向けに展開するモバイルワーク関連ソリューション）の構築と運用、IoT ソリューションの提供及びコンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供を行っております。

（８）主要な事業所（2024 年３月 31 日現在）

名　　称	所在地
本社	東京都港区
事業所（物流・開通センター）	豊洲事業所（東京都江東区）
支社	東北・北海道支社（仙台市青葉区）、東海支社（名古屋市中村区）、北陸支社（石川県金沢市）、関西支社（大阪市淀川区）、中国・四国支社（広島市中区）、九州支社（福岡市博多区）
支店	北海道支店（札幌市東区）、四国支店（香川県高松市）
ビジネスセンター	横浜関内ビジネスセンター（神奈川県横浜市）
コールセンター	札幌テレマーケティングセンター（札幌市北区）

（９）従業員の状況（2024 年３月 31 日現在）

従業員数	前事業年度末増減
4,060 名	4,060 名増

（注）上記人数には臨時従業員 460 名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
	百万円
株　式　会　社　ノ　ジ　マ	44,600

２．会社の株式に関する事項（2024 年３月 31 日現在）

（１）　発行可能株式総数　1,000,000 株

（２）　発行済株式の総数　103,900 株

（３）　株主数　１名

（４）　大株主　株式会社ノジマ　持株数 103,900 株　持株比率 100.00%

３．会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

（2024年３月31日現在）

地　位	氏　　名	当社における担当等	重要な兼職の状況
代表取締役社長	目時　利一郎	指名・報酬委員会委員	－
取締役会長	石坂　洋三	指名・報酬委員会委員	ITXコミュニケーションズ株式会社　取締役会長 株式会社アップビート　取締役会長
取　締　役	狩集　雅人	常務執行役員管理部門長 指名・報酬委員会委員	－
取　締　役 （非常勤）	野島　廣司	指名・報酬委員会委員	株式会社ノジマ　取締役 兼 代表執行役社長 アイ・ティー・エックス株式会社　取締役相談役
取　締　役 （非常勤）	野島　亮司	－	株式会社セシール　代表取締役会長 ニフティライフスタイル株式会社　取締役
社外取締役 （独　立）	細井　一雄	－	TDIプロダクトソリューション株式会社　取締役 情報技術開発株式会社　取締役上席執行役員ソリューション本部長
社外取締役 （独　立）	川内　由加	－	株式会社エムオーティクリエイション　代表取締役
常勤監査役	乙村　高利	－	－
監　査　役 （非常勤）	田島　穣	－	株式会社ノジマ　取締役 兼 執行役 株式会社マネースクエアHD　取締役

（注）１．取締役 井上直樹氏は、2024年２月29日をもって退任いたしました。
２．取締役（非常勤）野島亮司氏及び社外取締役（独立）細井一雄氏は、2024年３月31日をもって退任いたしました。
３．社外役員の重要な兼職先と当社との間には記載すべき特別の関係はありません。
４．事業年度末日以降の異動

異動後の地位	氏　　名	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異　動　日
取　締　役 （非常勤）	森本　慶司	株式会社ノジマ　ITシステム部次長 兼 プロジェクトグループ長 AXN株式会社　監査役	2024年４月１日

４．会計監査人の状況

（１）　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）　会計監査人に対する報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支　払　額
（１）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34 百万円

（注）１．監査役会は、第２期事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399 条第１項及び第２項の同意を行っております。

５．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

（１）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備しております。

１．当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

① 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、業務を執行する。

③ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、原則として月１回、職務執行の状況を取締役会に報告する。

④ 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

⑤ 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して職務の執行が法令及び定款に適合するかを監視する。

(2) コンプライアンス

① 『理念体系』及び『行動体系』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。

② コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『コンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。又、制定した『コンプライアンスプログラム』を、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

③ 当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、定期的に、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

④ 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。又、当社及び子会社の取締役、監査役、使用人及び退職者（退職後１年以内）が通報できるホットライン窓口を整備する。

⑤ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。

⑥ コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜確認し、見直すものとする。

⑦ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定め、内部監査により、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

(4) 内部監査

当社の社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』又は『関係会社管理規程』に基づく内部監査を実施し、当社の社長に対してその結果を報告する。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。

(2) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

３．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、又、『関係会社管理規程』において、子会社における当社による事前承認事項、当社に対する報告事項等を定め、当社及び子会社において必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。

４．当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関として執行役員会を設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、同様に重要な人事評価等に係る事項およびコンプライアンス・内部統制・SDGs 推進・DX 推進・情報セキュリティ・ワークライフバランス・ダイバーシティ推進に関する事項について、社長の意思決定に資する。執行役員会については、『常設機関に関する規程』において定める。

(2) 当社は、子会社に対し、必要に応じて、人事管理・財務経理・コンプライアンス等の管理業務を提供する。

(3) 当社及び子会社において、『権限責任規程』、『関係会社管理規程』等各種社内規程を整備することによって、取締役及び使用人の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

５．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。

６．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。

(2) 当該使用人の評価・人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議する。

(3) 監査役の職務を補助する使用人が専任の場合には、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。又、他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

７．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について当社の監査役に対して報告する。

(2) 当社の使用人及び子会社の使用人は、①当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令又は定款に違反する事実について、これを発見次第速やかに、当社の監査役に対して直接報告することができる。

(3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

(4) 当社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

８．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。

(2) 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。

(3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

(4) 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

・定例取締役会を原則毎月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度につきましては取締役会を１６回開催いたしております。

(2) コンプライアンス

・コンプライアンス・プログラムおよび期初に定めた年間計画に基づき、コンプライアンス実行のための体制としてコンプライアンス委員会、コンプライアンス責任者を設置しております。また、入社時研修に加え、全使用人を対象とした研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

内部通報に関しては、規程にその内容を定め適切に運用すると共に、「ホットライン窓口」を設置し、イントラネットやポスターの掲示等による周知活動を行っております

(3) 内部監査

・内部監査計画に基づき、内部監査部は監査を実施し、監査の結果について、随時、社長及び常勤監査役に報告するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

(4) リスクマネジメント

・取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、リスク管理体制を整備しております。

(5) 子会社管理体制

・子会社の経営管理について、関係会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。

(6) 監査役の職務執行

・監査役間の連絡･協議の場として監査役協議会を毎月 1 回開催しており､当事業年度につきましては 12 回開催いたしております｡また､監査役協議会で策定された監査方針及び監査計画に基づき取締役の職務執行の適正性を監査しております。

(7) 監査役の監査の実効性の確保

・監査役は取締役会に出席するとともに、社長、取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

事業報告　附属明細書

会社役員の他の会社の業務執行者との兼務状況の明細

６ページ～7 ページに記載のとおりであります。

第　2　期

計 算 書 類

貸　　借　　対　　照　　表

損　　益　　計　　算　　書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個　　別　　注　　記　　表

自　　2023年　4月　1日
至　　2024年　3月　31日

コネクシオ株式会社

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**48,511**	**流動負債**	**37,412**
現金及び預金	2,212	買掛金	10,796
売掛金	19,384	未払代理店手数料	3,480
商品及び製品	4,699	短期借入金	500
原材料及び貯蔵品	65	1年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000
前払費用	948	リース債務	4
未収入金	20,882	未払金	10,467
預け金	314	未払費用	2,727
その他	6	未払法人税等	1,529
貸倒引当金	△4	未払消費税等	513
固定資産	**48,867**	前受金	32
有形固定資産	**2,474**	預り金	823
建物	1,518	賞与引当金	2,371
構築物	139	役員賞与引当金	13
機会及び装置	3	その他	151
工具、器具及び備品	751	**固定負債**	**47,525**
土地	52	退職給付引当金	2,658
リース資産	9	資産除去債務	650
建物仮勘定	1	リース債務	5
無形固定資産	**42,666**	関係会社長期借入金	40,600
のれん	22,831	繰延税金負債	3,258
ソフトウエア	636	その他	352
ソフトウエア仮勘定	4		
契約関連無形資産	18,946	**負債合計**	**84,937**
その他	246	**純資産の部**	
投資その他の資産	**3,726**	**株主資本**	**12,429**
投資有価証券	686	**資本金**	**5,336**
関係会社株式	13	**資本剰余金**	**5,050**
長期前払費用	203	資本準備金	5,050
敷金及び保証金	2,799	**利益剰余金**	**2,043**
その他	84	その他利益剰余金	2,043
貸倒引当金	△60	繰越利益剰余金	2,043
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
		純資産合計	**12,440**
資産合計	**97,378**	**負債純資産合計**	**97,378**

損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**87,823**
売上原価		62,542
売上総利益		**25,281**
販売費及び一般管理費		22,116
営業利益		**3,164**
営業外収益		
受取利息	0	
店舗移転等支援金収入	3	
不動産収入	10	
その他	59	74
営業外費用		
支払利息	297	
貸倒引当金繰入額	5	
その他	19	322
経常利益		**2,916**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	433	
事業譲渡益	101	
その他	0	534
特別損失		
店舗閉鎖損失	70	
固定資産除売却損	8	
減損損失	61	
その他	0	139
税引前当期純利益		**3,311**
法人税、住民税及び事業税	1,277	
法人税等調整額	△ 55	1,222
当期純利益		**2,088**

株主資本等変動計算書

2023年４月１日から
2024年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50	50	―	50
新株発行による増加	5,286	5,000		5,000
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	5,286	5,000	―	5,000
当期末残高	5,336	5,050	―	5,050

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	0	△ 45	△ 45	54	―	―	54
新株発行による増加				10,286			10,286
当期純利益		2,088	2,088	2,088			2,088
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					10	10	10
事業年度中の変動額合計	―	2,088	2,088	12,375	10	10	12,386
当期末残高	―	2,043	2,043	12,429	10	10	12,440

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）	組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。
なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物	２～39年
構築物	３～20年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	２～20年

(2) 無形固定資産　定額法によっております。
なお、主な償却年数については次のとおりであります。

のれん	16年
ソフトウエア	３～５年
契約関連無形資産	19年～20年

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
ａ　一般債権　貸倒実績率法によっております。
ｂ　貸倒懸念債権及び破産更生債権　財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金　取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) キャリア代理店ビジネス

キャリア代理店ビジネスの収益には、主に携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売から得られる収益があります。

携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、携帯電話端末等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) 独自ビジネス

独自ビジネスの収益には、主に「nexi（ネクシィ）スマホサポート」「@nifty安心メールパック」の運営、MobileWorkPlace（法人向けに展開するモバイルワーク関連ソリューション）の構築と運用及びIoTソリューションの提供から得られる収益があります。

これらの収益については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、システム開発を伴わない法人アプリの販売取引等は、在庫リスクが発生しないため、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

企業結合により取得したのれん及び無形資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	22,831百万円
契約関連無形資産	18,946百万円
計	41,778百万円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

企業結合により取得したのれん及び無形資産は、支配獲得日における時価で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断及び見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別したのれん及び無形資産は、取得時の将来キャッシュ・フローに基づき測定しておりますが、当該キャッシュ・フローには売上成長率や割引率、代理店契約の継続率等の主要な仮定が含まれております。

また、のれん及び無形資産が減損の兆候を有するかを判断する際に、将来のキャッシュ・フローの見積りが必要となりますが、当該将来キャッシュ・フローの算定においても同様の仮定を織り込んでおります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類の企業結合により取得したのれん及び無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,564百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	16百万円
長期金銭債権	56百万円
短期金銭債務	67百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	5百万円
販売費及び一般管理費	179百万円
営業取引以外の取引による取引高	294百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

用途　店舗及び事業所
種類　建物、構築物、工具、器具及び備品、長期前払費用及びその他
場所　宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府、鳥取県、福岡県及び鹿児島県

② 法人事業

用途　事業所
種類　建物、工具、器具及び備品、ソフトウエア及びその他
場所　東京都及び岡山県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業及び法人事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の収益性が低下した資産グループ及び移転等の意思決定をした資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.06％～4.14％で割り引いて算定しております。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物	14百万円
構築物	0百万円
工具、器具及び備品	9百万円
長期前払費用	1百万円
計	26百万円

② 法人事業

建物	0百万円
工具、器具及び備品	13百万円
ソフトウエア	21百万円
計	34百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各取引先グループ別資産及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、各事業所及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	102,900	－	103,900

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	726百万円
未払事業税	114
未払費用	295
商品評価損	13
退職給付引当金	610
資産除去債務	477
貸倒引当金	19
減価償却費	285
減損損失	162
資産調整勘定	5
その他	140
繰延税金資産小計	2,850百万円
評価性引当額	△46百万円
繰延税金資産合計	2,803百万円
繰延税金負債	
契約関連無形資産	△5,801百万円
商標権	△73
資産除去債務に対応する除去費用	△182
その他有価証券評価差額金	△5
繰延税金負債合計	△6,062百万円
繰延税金負債の純額	△3,258百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

主にキャリア代理店ビジネスを行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（親会社からの借入及び銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払代理店手数料及び未払金並びに未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、すべて１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主要な販売チャネルとなる通信キャリア認定ショップ並びに事務所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、預託先の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引リスク管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を設定し、信用状況を１年ごとに把握する体制をとっております。

②市場リスクの管理

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（5）信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち74%が、特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注１）を参照ください。）。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「未収入金」「預け金」「買掛金」「未払代理店手数料」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）投資有価証券	454	454	－
（２）敷金及び保証金	2,799		
貸倒引当金（＊１）	△23		
	2,775	2,555	△220

（＊１）敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注１)市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	159
投資事業有限責任組合	72
子会社株式	13

(注２)金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預金	2,212	－	－	－
売掛金	19,384	－	－	－
未収入金	20,882	－	－	－
預け金	314	－	－	－
敷金及び保証金	582	310	689	1,216
合計	43,377	310	689	1,216

企業結合等に関する注記

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

企業の名称　コネクシオ株式会社(旧コネクシオ)

事業の内容　キャリアショップ運営事業

（2）企業結合日

2023年10月１日

（3）企業結合の法的形式

当社を存続会社、旧コネクシオを消滅会社とする吸収合併

（4）結合後企業の名称

ＮＣＸ株式会社

なお、ＮＣＸ株式会社は2023年10月１日付でコネクシオ株式会社に商号変更しております。

（5）その他取引の概要に関する事項

経営資源を集約し、より柔軟かつ機動的な事業展開を行うことを目的として、本合併を実施することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、これにより、当事業年度において、抱合せ株式消滅差益433百万円を特別利益に計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
親会社	株式会社ノジマ	(被所有)直接100%	資本業務提携、資金の借入	第三者割当増資※1	10,286	1年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000
				資金の借入※2	44,600	関係会社長期借入金	40,600
				利息の支払※2	294	未払費用	44

（注）1　第三者割当増資については、現物出資（㈱ノジマの保有する上新電機㈱の株式121,000株の現物出資及びデット・エクイティ・スワップ）の方法により行っております。

2　資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　119,737円48銭
2. 1株当たり当期純利益　202,799円47銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

附　属　明　細　書

（第 2 期）

自　2023年 4月　1日
至　2024年 3月 31日

コネクシオ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	－	6,125	647 (15)	5,477	3,959	159	1,518
	構築物	－	346	22 (0)	324	185	9	139
	機械及び装置	－	9	－	9	6	0	3
	工具、器具及び備品	－	3,517	361 (22)	3,155	2,404	136	751
	土地	－	52	－	52	－	－	52
	リース資産	－	18	－	18	9	2	9
	建設仮勘定	－	24	23	1	－	0	1
	計	－	10,093	1,054 (38)	9,039	6,564	308	2,474
無形固定資産	のれん	－	25,851	2,245	23,605	773	773	22,831
	ソフトウエア	－	2,840	45 (21)	2,795	2,158	124	636
	ソフトウエア仮勘定	－	8	3	4	－	－	4
	契約関連無形資産	－	33,082	13,606	19,476	529	529	18,946
	その他	－	312	31	280	33	32	246
	計	－	62,095	15,933 (21)	46,161	3,495	1,459	42,666

（注） 1. 当期減少額欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期の主な増加要因は合併による増加であります。有形固定資産10,015百万円、無形固定資産62,050百万円。

2. 引当金の明細

（単位：百万円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	－	67	2	65
賞与引当金	－	4,467	2,095	2,371
役員賞与引当金	－	13	－	13
退職給付引当金	－	3,285	627	2,658

3.販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科　　目	金　額	摘　　要
役　員　報　酬	65	
給　料　及　び　手　当	8,369	
賞　　与	2,000	
賞与引当金繰入額	275	
役員賞与引当金繰入額	6	
退　職　給　付　費　用	149	
法　定　福　利　費	1,758	
人　材　派　遣　費	739	
荷　造　及　び　発　送　費	107	
販　売　促　進　費	946	
通　　信　　費	190	
地　代　家　賃	1,963	
修　繕　維　持　費	806	
業　務　委　託　費	592	
賃　　借　　料	82	
減　価　償　却　費	1,027	
のれん償却額	773	
貸倒引当金繰入額	5	
そ　　の　　他	2,255	
計	22,116	

監 査 報 告 書

当社は、2023年10月1日付で、NCX株式会社（以下、現コネクシオ）を存続会社として子会社であったコネクシオ株式会社（以下、旧コネクシオ）を吸収合併しております。旧コネクシオの2023年4月1日から2023年9月30日まで及び現コネクシオの2023年10月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

コネクシオ株式会社
監査役 乙村高利

監 査 報 告 書

当社は、2023年10月1日付で、NCX株式会社（以下、現コネクシオ）を存続会社として子会社であったコネクシオ株式会社（以下、旧コネクシオ）を吸収合併しております。旧コネクシオの2023年4月1日から2023年9月30日まで及び現コネクシオの2023年10月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

コネクシオ株式会社

監査役 日高 穣

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

コネクシオ株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前川邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネクシオ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

コネクシオ株式会社

監査役　乙村高利　殿

監査役　田島穣　殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前川邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネクシオ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上